

事務連絡  
令和8年1月15日

各都道府県消防防災主管課  
東京消防庁・各指定都市消防本部

御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について  
(情報提供)

標記の件について、令和7年1月から令和7年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「①」や「特」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いします。

記

#### 【検定対象機械器具等】

1 泡消火薬剤（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）第37条第3号）関係①

(1) 特例基準適用品

ア 申 請 者 日本ドライケミカル株式会社  
イ 種 別 泡消火薬剤  
ウ 型 式 たん白泡 1. 5% (-5°C~+30°C)  
エ 型 式 番 号 泡第2025~3号  
オ 型 式 承 認 日 令和7年5月20日

(2) 概要（主な特例事項：使用濃度）

ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 泡消火薬剤に水（海水を含む。）を加え、1. 5容量パーセントの濃度にして使用するものである。

## 2 泡消火薬剤（施行令第37条第3号）関係②

### （1）特例基準適用品

#### ア 泡消火薬剤

- （ア）申請者 能美防災株式会社  
（イ）種別 泡消火薬剤  
（ウ）型式 駐車場用合成界面活性剤泡 3% (-5°C~+30°C)  
（エ）型式番号 泡第2025~4号  
（オ）型式承認日 令和7年7月9日

#### イ 泡消火薬剤

- （ア）申請者 ヤマトプロテック株式会社  
（イ）種別 泡消火薬剤  
（ウ）型式 駐車場用合成界面活性剤泡 3% (-10°C~+30°C)  
（エ）型式番号 泡第2025~6号  
（オ）型式承認日 令和7年11月26日

### （2）概要（主な特例事項：発泡性能、消火性能）

ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 施行令別表第1に掲げる防火対象物の駐車の用に供される部分に設置される泡消火設備（施行令第7条第2項第5号に規定するものをいう。）及び特定駐車場用泡消火設備（特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）第2条第2号に規定するものをいう。）にのみ用いるものである。

ウ 泡消火薬剤に水を加え、3容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

## 3 火災報知設備の感知器（施行令第37条第4号）関係

### （1）特例基準適用品

- ア 申請者 パナソニック株式会社  
イ 種別 光電アナログ式スポット型感知器（熱対応式及び試験機能付）  
ウ 型式 (28V、5mA)・公称感知濃度2.6%/m~17%/m  
非防水型、普通型、再用型、散乱光式  
エ 型式番号 感第2025~23号  
オ 型式承認日 令和7年11月19日

### （2）概要（主な特例事項：感度）

ア 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第44条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 個々の感知器において、周囲の温度を感知し、当該周囲の温度の上昇に応じて、煙感度を変化させる（周囲の温度が上昇すると、煙感度を低くして火災感度を高める）機能を有するものである。

ウ 火災の早期発見及び感知器の誤作動を防ぐものである。

#### 4 閉鎖型スプリンクラーヘッド（施行令第37条第8号）関係

##### （1）特例基準適用品

ア 申 請 者 株式会社宮本工業所  
イ 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド  
ウ 型 式 1種可溶片型C74、呼称25（標準r2.3、下向き）  
エ 型 式 番 号 ス第2025～5号  
オ 型式承認日 令和7年11月12日

##### （2）概要（主な特例事項：放水量、散水分布）

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）  
第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第10条  
第6項に規定する屋内貯蔵所、施行令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫等に  
設置されるスプリンクラー設備（危政令第20条第1項第1号に規定する第二種の消火設  
備及び施行令第7条第2項第3号に規定するものをいう。）に用いるものである。  
ウ 標準型ヘッドのうち、流量定数を363とし、火災時に大量の水を散水できるものであ  
る。

#### 5 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係①

##### （1）特例基準適用品

ア 申 請 者 能美防災株式会社  
イ 種 別 流水検知装置  
ウ 型 式 予作動式（湿式調圧式）、開閉型80（10K、縦）  
エ 型 式 番 号 流第2025～1号  
オ 型式承認日 令和7年1月17日

##### （2）概要（主な特例事項：構造、機能）

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定  
に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 一次側に加圧水等を二次側に所定圧力の加圧水等を満たした状態にあり、自動火災報知  
設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、  
スプリンクラーヘッド等の開放とともに加圧水等が二次側へ流出し、二次圧調整機能及び  
末端試験機能を備えたものである。

#### 6 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係②

##### （1）特例基準適用品

ア 申 請 者 能美防災株式会社  
イ 種 別 流水検知装置  
ウ 型 式 湿式（小流量検知型及び二次圧制御式）K35・50・60、作動弁型  
80（10K、縦）  
エ 型 式 番 号 流第2025～8号  
オ 型式承認日 令和7年4月10日

##### （2）概要（主な特例事項：機能）

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定

に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 検知流量定数（流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。）35、50及び60に応じて機能するもの及び二次側圧力を所定の圧力以下に減圧・制御する機能を設けたものである。

## 7 スプリングラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係③

### （1）特例基準適用品

ア 申 請 者 株式会社栗本鐵工所  
イ 種 別 流水検知装置  
ウ 型 式 予作動式（負圧湿式）、開放型100（10K、縦）  
エ 型 式 番 号 流第28～4～1号  
オ 型 式 承認日 令和7年10月2日

### （2）概要（主な特例事項：機能）

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 一次側に加圧水等を満たし、二次側に水等を満たし、かつ、負圧（大気圧より低い圧力）状態にあり、火災報知設備の感知器その他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

## 【自主表示対象機械器具等】

### 消防用ホース（施行令第41条第2号）関係

#### （1）特例基準適用品

ア 届 出 者 櫻護謨株式会社  
イ 種 別 消防用ホース  
ウ 型 式 平（大量送水用）、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.5、  
呼称300（シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント交織、円織）  
エ 届 出 番 号 H0227NA02A  
オ 届 出 日 令和7年4月9日

#### （2）概要（主な特例事項：呼称）

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）第47条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 内径が呼称300のもので、被覆のあるジャケットを有する平ホースとしたものである。

ウ 急激に圧力が変化しない用途で使用するよう開発されたものである。

消防庁 予防課規格係  
担当：川島  
TEL：03-5253-7523